

# 南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金 のお知らせ

【令和4年8月29日現在】

## 南房総市農業・漁業緊急経済対策給付金とは？

昨今の原油や原材料価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している農業・漁業者へ事業継続を支えするため、経費負担を軽減する支援をします。

## 対象の事業者

**農業者**は、令和3年分の農作物販売金額が50万円以上である。

**漁業者**は、市内漁業協同組合の組合員で、令和3年分の漁獲販売金額が50万円以上ある。

- ① 市内に住所を有する法人または、個人事業主である。
- ② 令和4年度に販売出荷している。
- ③ 事業を営んでおり、今後も継続して1年以上の事業を継続する。
- ④ 市民税などを滞納していない。

## 交付金額

**対象経費に応じて1万円から**※対象経費の合計が20万円以上必要です。

事業者	対象経費	交付金額
農業者	令和3年分確定申告書などの対象経費における肥料費、農薬費、燃料費、資材費の合計	対象経費×5%
漁業者	令和3年分確定申告書などの対象経費における燃料費、資材費の合計	

## 【経費説明】

肥料費（肥料の購入経費）・農薬費（農薬の購入経費）・燃料費（灯油や重油などの燃料費）  
資材費（出荷の際の資材購入経費（ダンボールなど））

※ 算定根拠の分かる書類を添付ください。交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

## 申込受付期限

**12月20日（火）**

※ 申込申請書類は、市ホームページ、本庁農林水産課及び各地域センターで入手可能です。

## 受付窓口

南房総市農林水産部農林水産課 ☎0470-33-1071

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日除く）。

郵送の場合は、12月20日の消印有効（〒299-2492 南房総市富浦町青木28）